

【ラオス】 第17回アジア太平洋議会フォーラム共同決議

海外立法情報課・遠藤 聡

- * 2009年1月11日から15日まで、ラオスの首都ビエンチャンで第17回アジア太平洋議会フォーラム(APPF17)が、22か国の議会、1オブザーバー、1特別招待機関の参加によって開催された。最終日には、共同声明及び16の決議が採択された。日本は、「世界金融危機」、「朝鮮半島非核化」、「中東和平」、「気候変動・環境」に関する4決議案の共同提出国となった。

世界金融危機の克服に関する決議(APPF/RES/1)

今日の世界的な金融危機に際して、金融サミット及びAPECサミット等の国際会議への加盟国の参加を歓迎する。自由市場原理及び開かれた貿易投資体制が、世界的な経済成長、雇用、貧困の削減を推進することをあらためて表明する。その上で、金融市場における成長と安定化、及び金融市場改革を目的とする取組みに対する適切な立法支援を行うことを加盟国議会に勧告する。共同提出国は、日本、メキシコ、ロシア。

朝鮮半島の非核化に関する決議(APPF/RES/9)

朝鮮半島の平和と安全が世界の平和と安全の鍵となること、及び6者協議の枠組みを通して同半島の非核化を継続させることを再確認する。6者協議において、「コミットメント対コミットメント」及び「行動対行動」という信頼に基づく原則に従い解決するために、6者協議プロセスを支持する。共同提出国は、日本、韓国。

中東和平プロセスに関する決議(APPF/RES/11)

イスラエル・パレスチナ問題の最終的かつ平和的な解決が中東における包括的な恒久平和の実現に不可欠であることを確信する。ガザ地区における即時停戦を双方に強く要求する。国連安保理決議第1850号(2008年12月16日採択)で構想された包括的な平和の実現をあらためて訴える。共同提出国は、インドネシア、日本、アメリカ。

気候変動及び環境に関する決議(APPF/RES/14)

国連気候変動枠組条約締結国によるCOP13(2007年12月、バリ)及びCOP14(2008年12月、ポズナン)並びにG8北海道洞爺湖サミット(2008年7月)で示された気候変動問題・環境問題への対応を2012年に向けて、さらにはそれ以降に向けて協力して行っていくことを歓迎する。2010年10月には、愛知県名古屋市で、生物多様性条約第10回締結国会議(COP10)と、同条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書第5回締結国会議(COP-MOP5)が開催される。共同提出国は、カナダ、日本。

参考文献(インターネット情報はすべて2009年1月21日現在である。)

・ラオス国会・アジア太平洋議会フォーラム<http://www.na.gov.la/appf17/final_res.html>